

平成26年生駒市教育委員会

第5回定例会 議案

平成26年5月19日

生駒市教育委員会

平成26年生駒市教育委員会(第5回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第8号	平成26年園児・児童・生徒数について	1～3
議案第16号	生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について	4～5
議案第17号	平成26年生駒市議会第3回(6月)定例会提出議案の意見について	6～10

報告第 8 号

平成 26 年園児・児童・生徒数について

平成 26 年園児・児童・生徒数について、生駒市教育委員会教育長に対する
事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6
条第 5 号の規定により、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 5 月 19 日提出

生駒市教育委員会

教育長 早 川 英 雄

平成26年度 小中学校 児童・生徒数

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
生駒	4	3	3	3	3	4	3	23
生駒南	99	101	96	111	102	115		624
生駒北	3	3	2	3	2	3	4	20
生駒台	72	80	75	89	73	81		470
生駒東	2	1	1	1	1	1	1	8
真弓	31	30	39	31	34	39		204
俵ヶ丘	6	5	4	5	5	4	4	33
生駒東	151	169	141	162	176	144		943
真弓	4	4	3	3	3	3	2	22
俵ヶ丘	107	127	102	95	116	114		661
鹿ノ台	4	3	3	3	3	3	3	22
桜ヶ丘	95	82	102	90	82	86		537
あすか野	3	3	3	3	3	4	4	23
壺分	78	95	93	94	100	124		584
生駒南第二	4	4	4	3	3	4	3	25
合計	100	110	123	90	88	99		610
生駒	5	3	3	3	3	3	4	24
生駒南	122	102	106	110	105	99		644
生駒北	5	5	4	4	4	3	3	28
生駒台	163	182	138	114	127	98		822
生駒東	5	4	4	4	5	4	4	30
真弓	131	127	135	136	193	156		878
俵ヶ丘	1	2	1	2	2	1	3	12
鹿ノ台	27	60	31	44	46	31		239
合計	46	40	35	37	37	37	38	270
合計	1,176	1,265	1,181	1,166	1,242	1,186		7,216

5月1日現在

中学校	1年	2年	3年	特支	合計
生駒	5	5	6	2	18
生駒南	182	189	200		571
生駒北	2	2	2	3	9
緑ヶ丘	71	58	67		196
鹿ノ台	1	1	2	2	6
上	34	34	42		110
光明	5	5	6	6	22
大瀬	196	200	220		616
合計	3	3	3	2	11
生駒	82	83	80		245
生駒南	4	4	4	1	13
生駒北	155	158	155		468
緑ヶ丘	4	4	4	3	15
鹿ノ台	158	132	113		403
上	6	5	5	5	21
光明	237	170	201		608
大瀬	30	29	32	24	115
合計	1,115	1,024	1,078		3,217

上段:クラス数(実学級数)

下段:児童・生徒数

平成26年度 幼稚園 園児数

5月1日現在

【公立幼稚園】

幼稚園名	3歳	4歳	5歳	合計
高山	2 41	2 57	2 61	6 159
なばた	2 49	2 42	3 78	7 169
生駒台	3 54	3 84	3 96	9 234
南	2 44	2 54	2 47	6 145
生駒	2 39	2 48	2 51	6 138
俵口	3 51	2 41	2 55	7 147
あすか野	4 76	3 83	3 89	10 248
桜ヶ丘	2 40	2 45	2 59	6 144
壱分	2 38	2 49	2 60	6 147
合計	22 432	20 503	21 596	63 1,531

【私立幼稚園】

幼稚園名	3歳	4歳	5歳	合計
白百合	3 (40)	2 (45)	2 (32)	7 (117)
エンゼル	2 (28)	1 (13)	1 (10)	4 (51)
奈良佐保 短期大学 附属生駒	3 (27)	3 (36)	3 (38)	9 (101)
白庭台	2 (46)	2 (47)	2 (46)	6 (139)
合計	10 (141)	8 (141)	8 (126)	26 (408)

*()数は市内からの通園児で内数

上段:クラス数
下段:園児数

議案第16号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年5月19日

生駒市教育委員会

教育長 早川英雄

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表生涯学習部の部生涯学習課の項中「生涯学習係 文化振興係」を「生涯学習文化係」に改める。

別表の2の表生涯学習課の部生涯学習係の項を次のように改め、同部文化振興係の項を削る。

生涯学習 文化係	(1) 生涯学習の基本計画に関する事 (2) 社会教育委員及び生涯学習推進連絡会に関する事 (3) 生涯学習の振興に係る指導者養成、施策の企画及び関係機関との連絡調整に関する事 (4) 社会教育に係る人権教育の推進に関する事 (5) 文化財及び民俗資料の発掘、調査及び保護に関する事 (6) 文化財保護審議会に関する事 (7) 生駒ふるさとミュージアムの管理運営に関する事 (8) 芸術及び文化の振興に関する事 (9) その他生涯学習に関する事
-------------	--

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

議案第17号

平成26年生駒市議会第3回（6月）定例会提出議案の意見について

平成26年生駒市議会第3回（6月）定例会提出議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成26年5月19日提出

生駒市教育委員会

教育長 早川英雄

提出議案

- ・平成25年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書
- ・生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例の制定について



平成25年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国県支出金	地方債	特定財源	地方債		
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	477,060,000	477,059,950		139,355,975	148,700,000		189,003,975		
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	47,751,000	36,884,000					36,884,000		
	保健体育費	体育施設整備事業	115,580,000	115,580,000		37,247,000	74,400,000		3,933,000		

平成26年6月 日提出

生駒市長 山下 真



議案第 号

生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成26年6月 日

生駒市長 山下 真

生駒市体育施設条例等の一部を改正する条例

(生駒市体育施設条例の一部改正)

第1条 生駒市体育施設条例(平成元年12月生駒市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール(以下これらを)」を「生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート及び生駒山麓公園テニスコートを除く体育施設(以下)」に改める。

別表第3の2の表備考第2項から第4項までの規定、別表第3の5の表備考第3項及び第4項並びに別表第3の6の表備考中「使用料」を「利用料金」に改める。

(生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 生駒市体育施設条例の一部を改正する条例(平成26年3月生駒市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第1の(1)の表、別表第1の(3)の表及び別表第1の(4)の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館」を「生駒市生駒北スポーツセンター体育館」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場」を「生駒市生駒北スポーツセンター野球場」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート」を「生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の1の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館」を「生駒市生駒北スポーツセンター体育館」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の3の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場」を「生駒市生駒北スポーツセンター野球場」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド」に、「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の4の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート」を「生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート」に改める。

第2条のうち生駒市体育施設条例別表第3の7の表の改正規定中「(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド夜間照明」を「生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド夜間照明」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。